

第V編

国家および民主主義制度の擁護について

第I章

国防事態および戒厳事態について

第I節 国防事態について

第136条 共和国大統領は、制度上の重大かつ著しい不安定により脅威を受け、または大規模な自然災害によって影響を受けた公共の秩序もしくは社会平和を、特定かつ限定された地域において保全し、または速やかに回復するため、共和国顧問会議および国家防衛審議会に聴聞して、国防事態を布告する。

§1 国防事態を制定するデクレトは、その継続期間を決定し、適用を受ける地域を明示し、かつ法律の規定と制限内で、次の中から、効力を有する強制措置を指示する：

I - 下記の権利の制限：

- a) 集会。たとえ結社の内部で行われる場合であっても、これをも含む；
- b) 信書の秘密；
- c) 電信および電話通信の秘密；

II - 公共災害の場合には、公共財産および役務の占有および一時的使用。

ただし、連邦は、生じ得べき損害および費用に対して責任を負う。

§ 2 国防事態の継続期間は30日を超えてはならず、布告の根拠となった事由が継続している場合には、1回に限り同じ期間延長できる。

§ 3 国防事態の有効期間において：

I - 本措置の執行官によって決定された国家に対する犯罪による拘禁は、当該執行官を通じて直ちに管轄の裁判官に通知され、裁判官は、措置が適法でなければ、被拘禁者を釈放する。ただし、被拘禁者には、警察当局に対して罪体の検査を要求する権利が与えられる；

II - 上記の通知は、官憲の口述書作成時における被拘禁者の心身状態に関する申告書を添付する；

III - 何人の拘禁または拘留も、10日を超えることはできない。ただし、司法府が許可したときはこの限りでない；

IV - 被拘禁者の通信は禁止してはならない。

§ 4 国防事態またはその延長が布告されたとき、共和国大統領は、24時間以内に、布告に理由を添付してこれを国会に送付し、国会は絶対多数でこれを決定する。

§ 5 国会が休会中の場合、5日以内に、臨時に招集される。

§ 6 国会は、デクレトの受理の日から起算して10日以内にこれを審議し、国防事態が有効である限り、機能を継続しなければならない。

§ 7 デクレトが拒否されたとき、直ちに国防事態は終止する。

第II節 戒厳事態について

第137条 共和国大統領は、下記の場合、共和国顧問会議および国家防衛審議会に聴聞し、国会に対して戒厳を布告するための許可を要請する：

I - 国家的影響を有する重大な騒乱または国防事態の期間中にとられた措置の無効力を証明する事実の発生；

II - 戦争状態または外国軍隊の侵略に対する反撃の布告。

単項 共和国大統領は、戒厳事態の布告またはその延長の許可を要請する際、要請の決定理由を報告し、国会は絶対多数によりこれを決定しなければならない。

第138条 戒厳事態のデクレトは、その継続期間、実施に必要な規範および停止される憲法上の保障を指示し、また、公示の後、共和国大統領は、明示された措置の執行官と適用される地域を指定する。

§ 1 第137条の I の場合において、戒厳事態は、30日を超えて布告し、または各回、30日を超えてこれを延長することはできない。またIIの場合においては、戦争または外国軍隊の侵略が継続する全期間に対し布告することができる。

§ 2 国会の休会中に戒厳事態を布告するための許可が要請されたとき、連邦上院議長は、その布告を審議する目的で、5日以内に集会するため臨時に国会を招集する。

§ 3 国会は強制措置の終了まで、機能を続ける。

第139条 第137条の I を根拠として布告された戒厳事態の有効期間中、個人に対し次の措置に限り行うことができる：

I - 定められた場所に滞在する義務；

II - 普通犯罪によって懲役もしくは有罪とされた者に対し予定されていない建物での拘禁；

III - 法律の形式に従い、信書の不可侵、通信の秘密、情報の提供ならびに新聞、ラジオ放送およびテレビ放送の自由に対する制限；

IV - 集会の自由の停止；

V - 家宅捜査および押収；

VI - 公役務の企業に対する介入；

VII - 財産の徴用。

単項 各立法議会で行われた議員の発言の公開は、その常任委員会が免除する

ことを条件に、III号の制限に含まれない。

第III節 一般規定

第140条 国会の常任委員会は、政党指導者を聴聞して、国防事態および戒厳事態に関連する措置の実施を監視しかつ検査するために、その構成員の中の5人から成る委員会を指定する。

第141条 国防事態または戒厳事態が止むとき、その効力もまた止む。ただし、その執行官または代理人が行った違法行為の責任は妨げない。

単項 国防事態または戒厳事態が止むと直ちに、共和国大統領はその実施期間中に適用した措置を、その明細と理由を付して、かつ影響を受けた者の名簿と適用された制限の指定をもって、国会宛の教書において報告する。

第II章

国軍について

第142条 国軍は、海軍、陸軍および空軍をもって構成され、共和国大統領の最高権威の下に、階級制と規律制を基礎として組織される恒久かつ正規の国家制度であつて、祖国の防衛、憲法上の三権の保障、およびこれら三権のいずれかの発議により、法と秩序の保障に当たる。

§ 1 補足法は、国軍の組織、教練および使用において採用される一般規範を定める。

§ 2 軍の規律上の処罰に対しては人身保護令は容認されない。

第143条 兵役は、法律の規定に従い、義務付けられる。

§ 1 国軍は、法律の定めるところに従い、平時において、入隊の後、良心を理由として、本質的に軍事的活動から免除されることを申立てる者に対し、

代替の役務につかせる権限を有する。この良心に従う理由とは、宗教的信条および哲学的もしくは政治的信念に由来するものと解する。

§ 2 女子および聖職者は平時において兵役の義務を免除される。ただし、法律が課す他の任務に服する。

第三章

公共の治安について

第144条 国の義務で、すべての者の権利かつ責任である公共の治安は、次の機関を通じて、公共の秩序ならびに個人および財産の安全を維持するために行使される：

- I - 連邦警察；
- II - 連邦道路警察；
- III - 連邦鉄道警察；
- IV - 文民警察；
- V - 軍警察および軍消防隊。

§ 1 連邦警察は、常設の機関として法律により設立され、職業警察官をもって組織され、下記の目的を有する：

- I - 政治的および社会的秩序に反する、または連邦の財産、役務および利益またはその独立行政機関および公社に損害を加えた犯罪、ならびに実行が州際または国際的影響を有し、かつ法律に規定するところに従い、一斉の制圧を必要とする他の犯罪の摘発；
- II - 麻薬または類似の薬品の不法な運搬、密輸出入を予防し、かつ制圧すること。ただし、財政当局およびその他の公的機関がそれぞれの管轄範囲で行う活動は妨げない；
- III - 海上、航空および国境警察の職務を行うこと；
- IV - 連邦の司法警察の職務を排他的に行うこと；

§ 2 連邦道路警察は、常設の機関で、職業警察官をもって組織され、法律の

定めるところに従い、連邦道路上の示威的警邏にあたる。

- § 3 連邦鉄道警察は、常設の機関で、職業警察官をもって組織され、法律の定めるところに従い、連邦鉄道上の示威的警邏にあたる。
- § 4 文民警察は、職業捜査官によって指揮され、連邦の管轄を除いて、司法警察の職務および犯罪の摘発を任務とする。ただし、軍事のものは除外する。
- § 5 軍警察は、示威的警邏と公共の秩序の維持の権限を有する。軍消防隊は、法律に定める権限の他、市民防衛の活動を行うことを任務とする。
- § 6 軍警察および軍消防隊は、陸軍の補助兵力および予備兵力であり、文民警察とともに、州、連邦区、直轄領の知事に直属する。
- § 7 法律は、公共の治安に責任を有する機関の組織および機能を、これらの活動の効率を保障する形態で規律する。
- § 8 市郡は、法律の定めるところに従い、その財産、役務および施設を保護する市郡警備隊を設置することができる。